

質問事項 1

すべて国民が法というものの考え方、法の支配ということを理解し、行動することは、市民社会の維持に欠かせないものです。

司法書士が、青少年を含む利用者市民に対して法教育を実施するということは、司法書士の使命に適うものであり、さらに、市民社会における司法書士の役割を認知させるものとして有効なことであろうと考えます。

連合会としては、司法書士会の行なう法教育事業について、担当者向け研修やテキストの作成、情報共有の場の設定などの他、国の司法戦略のひとつにあげられていることに鑑みて、政府与党の施策策定の現場において、意見提言をしていくことが欠かせないと考えます。

質問事項 2

一般的に言えば、司法書士業務にかかわりの深いテーマについて中高生法律講座を進めていく、ということになるのですが、少子化社会の今、一人っ子や鍵っ子（つていまは言わないのかなっ!？）等子供のときに親兄弟との交流に乏しい子が増えているのではないのでしょうか。また、幼い頃から塾通いに明け暮れ、子供たち同士のご近所遊びもままならない世の中になっているのではないのでしょうか。はるか昔、私が幼かった頃は、兄弟間での関係性や友達同士での遊びのなかで、一定のルール作りが自然となされ、ルールの必要性やルールに従うということの意味が自然と身につけていたような気がします。

このようなことを思うとき、中高生等に対する法教育も当然必要なことですが、それに止まらず、もっと年少者に対して、友達づきあいの中からどのようにルールが形成され、それがどのような意味を持つのか、ルールを守るといえることはどういうことなのか、を自然と身につくような活動ができればいいのではないのでしょうか。

質問事項 3

法教育の実施は、司法に携わる専門職団体として必須の事業であり、司法書士会においてこれを担う司法書士の養成は、重要な連合会の事業であるといえます。そのための研修の充実は欠かせないでしょう。一方、中央新人研修は、これから司法書士業務を始めようとする方々に対して、司法書士業務や事務所運営の基礎を習得させる機会でもあります。限られた時間のなかで、中々やりきれないのが実情ではないのでしょうか。

私はむしろ、中央新人研修という限られた時間のなかで通り一遍の講義をするより、司法書士会で行なっている法教育の現場に同行させ、実地に経験させることが有効ではないかと思うのですが如何でしょうか。

質問事項 4

司法書士会が取り組む必要のある事業は、年々増加しています。一方、司法書士会の規模の格差も広がっており、会員数の少ない司法書士会にまで同様の事業執行を求めることには無理があるのではないのでしょうか。そのようなところでは、近隣会と共同して実施する、あるいは近隣の大規模会が支援して行なうとか、ブロック会事業として実施する等の方策を採ることが必要だと考えます。地域それぞれの事情もあると思うので、当該ブロック会において検討を進めていただくことが必要であり、連合会としても、これを支援していくべきである、と考えます。

以上です。